

第4回 東京都ジュニアゴルフ選手権

兼 関東ジュニアゴルフ選手権予選

競技規定

主催:東京都ゴルフ連盟(TGA)

後援:東京都(予定) 関東ゴルフ連盟 東京都高等学校ゴルフ連盟

協力:立川国際カントリー倶楽部

- 期日** **【男子 15歳～17歳の部】及び【女子 15歳～17歳の部】**
平成30年5月28日(月)
【男子 12歳～14歳の部】及び【女子 12歳～14歳の部】
平成30年7月18日(水)
- 会場** 各種別とも
立川国際カントリー倶楽部 草花コース あきる野市草花2390 Tel042-558-1711
- ゴルフ規則** 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
- 競技委員会の裁定** 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- タイの決定** 1位～3位までにタイが生じた場合は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。
- 通過者** 平成30年度関東ジュニアゴルフ選手権決勝競技への通過者数は、各都県ブロックの申込者数の比率で決定されるので、決定次第TGAホームページで発表する。
通過者の順位にタイが生じた場合は、「マッチング・スコアカード方式」により決定する。
- 使用球の規格** 『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1b』を適用する。
(ゴルフ規則177ページ参照)
- 使用クラブの規格** 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1a』を適用する。
(ゴルフ規則176ページ参照)
- キャディー** (男子及び女子 15歳～17歳の部)
セルフプレーとする。
*なお、距離計測機器の使用を認める。『付属規則 I (A)7』を適用する。(ゴルフ規則175ページ参照)
(男子及び女子 12歳～14歳の部)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)
*なお、プレーの形式は共用のキャディーとする。
- 競技終了時点** 競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
- 参加資格** 下記(1)～(5)すべてに該当する者に参加資格を付与する。
(1)JGAジュニア会員であること。
(2)東京都内在校の者であること。
(3)NEW J-sysに登録されていること。(参加申込書にグリッドナンバー記載欄があるので、事前に確認する事)
(4)18ホール平均100ストローク以内でラウンドできること。
(5)年齢区分は下記の通りとする。
 - ・15歳～17歳の部
2000年(平成12年)4月2日より2003年(平成15年)4月1日の間に誕生の者。
 - ・12歳～14歳の部
2003年(平成15年)4月2日より2006年(平成18年)4月1日の間に誕生の者。* 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

12. **定員** 人数の制限はない。
13. **参加申込** TGAホームページから参加申込書をプリントアウトして、郵送又はFAXで申し込むこと。
14. **申込受付開始日及び締切日** (男子及び女子 15歳～17歳の部)
受付開始 ・4月9日(月) 午前10時から 受付締切 ・4月26日(木) 午後5時
(男子及び女子 12歳～14歳の部)
受付開始 ・6月1日(金) 午前10時から 受付締切 ・6月15日(金) 午後5時

15. **参加料** 5,400円(消費税を含む)

親権者又は本人が申し込む場合は参加者名で、学校のゴルフ部で申し込む場合は学校名で、下記口座に申込締切日までに振り込むこと。

三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通預金 5829486
口座名:東京都ゴルフ連盟 理事長 村田 恭男

*申込締切後に参加をキャンセルした場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

16. **プレー費** プレー費は各自で精算すること。(都連盟との特約料金、免税扱い)
17. **指定練習日** (男子及び女子 15歳～17歳の部) ・5月21日(月)
(男子及び女子 12歳～14歳の部) ・7月3日(火) ・7月10日(火)
18. **賞**
- ・各種別優勝者 東京都知事賞 賞状及び記念メダルを贈呈
 - ・各種別 2位、3位 賞状及び記念メダル
 - ・参加賞
19. **個人情報及び肖像権に関する同意内容**
- 参加申込書により、TGAが取得する個人情報は、次の目的の範囲内で他に提供することについて、予め同意することを要する。
- (1)TGAが主催する競技の参加資格の審査
 - (2)大会開催及び運営に関する業務 これには
 - ①参加者に対する競技関係書類の発送
 - ②競技の開催に際し、競技関係者に対する参加者の氏名、生年月日、所属団体、その他選手紹介情報ならびに競技結果の公表を含む。
 - (3)TGAが取得する参加申込者の個人情報と、その競技における競技結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
 - (4)大会中、連盟役員等が撮影した映像の著作権は主催者に譲渡することを、予め承諾することを要し、その取扱いは上記(3)に準ずる。